

住んで良かったと思えるまちをめざして

「第12次まちづくり計画」がスタートします

現在、日本全体の人口減少が急速に進んでいます。

そんな中、このまま何もしなければ、地方自治体の多くが、将来、「消滅」してしまうという「地方消滅」が大きな問題となっています。

124年前に、先人たちが命がけで作成し、様々な人々が大切に引き継いできた比布町を未来に繋いでいくために。そして、小さな町だからこそできる、比布町らしいまちづくりを続けていくために、これからの人口減少に対する取り組みがとて重要になります。



そこで、住民の皆さんへのアンケートや各団体からのご意見などを基に、この度、「第

12次比布町まちづくり計画」を策定しました。

計画では、人口減少対策に必要な課題を、【育】子育て、【職】しごと、【住】住まい、【安】安心・安全の4つに分け、これからの5年間で特に重点的に取り組まなければならない方向性を掲げています。



また、「住民の参画」「人材の育成」「健全な行財政」「情報の発信」といったまちづくりの基本となる事項についても掲載しています。

詳細につきましては、計画の概要版を折り込んでいます

ので、ご覧ください。また、図書館・町ホームページにて、詳細版をご覧ください。



もちろん、こちらに掲載されていない課題についても、引き続き取り組んでいきますし、時代が急速に変化している中、今は予想していない大きな課題が出てくることもありますので、そうした課題にも迅速に対応していきます。



比布町のまちづくりのバトンを、しっかりと将来へ繋ぐために、これからも町民の皆さんのご協力をお願いいたします。

【問い合わせ】
役場総務企画課まちづくり推進室地域政策係
☎85・4802

健康生活

脂肪肝②



◆アルコール性脂肪肝とは
大量のアルコールを習慣的に、長期間飲酒したことによる脂肪肝の病態です。

アルコール性肝障害の患者数は、約250万人がいるといわれ、日本酒の場合、3合以上を毎日5年間飲酒すると、アルコール性肝障害になる可能性が高いそうです。健康な肝臓でも3〜5%の脂肪を含んでいますが、アルコール性脂肪肝の場合は、5%を超えています。アルコール性の脂肪肝の場合は、放っておくと肝硬変に進むこともあります。

○アルコール性肝炎
アルコールを飲み過ぎて、肝機能検査に異常があるといわれても、最初のうち肝臓は病気になるっていません。しかし、そのまま飲み続けていると、脂肪肝になり、さらには「アルコール性肝炎」を引き起こします。アルコール性肝炎は長い間脂肪肝の状態が続

くと起こるとされています。アルコール性肝炎になると、肝細胞が破壊されて炎症が起こるため全身の倦怠感や黄疸、発熱、吐き気などの症状が現れます。

○アルコール性肝硬変
肝硬変の中でも、お酒を長期間継続してのむことにより起こります。肝硬変は、肝臓が小さくて硬くなるだけでなく、正常に働くことのできる細胞の数が減り、肝臓の機能が失われていきます。

◆アルコール性脂肪肝の症状
アルコール性脂肪肝には自覚症状がありません。それは、肝臓は再生能力・代償能力に優れ、ダメージを受けても残った正常細胞が余分に働き、機能を維持するからです。肝臓は痛みなどの症状を出すことがあまりないのでそのため肝臓に異常があっても気付かず、異常に気付いたときには病気がかなり進んでいることがあります。そのため、定期的な健診を受けて、肝臓の数値を把握することが重要となります。

町立びつぷクリニク
院長 加藤一哉

「車が無いから移動が難しい...」
そんな悩みを解決します！

高齢者等移動支援事業

無料送迎サービスへびたく号



町では、自動車を所有しておらず、町内での移動が困難な高齢者の方をサポートするための無料送迎サービス（へびたく号）を運行しています。

使えるの？ どんなことに

- ・ 日常生活送迎サービス
- ・ 通院送迎サービス
- （びつぷクリニクへの送迎は、クリニクの送迎サービスがあるためできません）
- ・ 集会・つどい送迎サービス
- ・ 余暇活動送迎サービス
- ※支援内容の範囲を超えた送迎は、お断りさせていただきます。



使える人は？

町内に居住し、自動車運転免許証を保持していない、または、自動車運転免許を保持していても自動車を保有していない方（自動車を所有している方と同居の方も対象）で、自動車を自分で乗降できる次のいずれかに該当する方です。

- ・ 65歳以上の方（満年齢）
- ・ 障害者手帳をお持ちの方（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級）
- ・ 要介護認定を受けている方（病院、歯科、整形外科の通院は、社会福祉協議会の福祉有償運送をご利用いただくことになりませんので、通院送迎サービスは利用できません。）

使える時間 場所は？

- ・ 月曜日〜金曜日
- （祝祭日及び12月31日〜1月5日は除く）
- ・ 午前9時〜午後4時
- ・ 町内全域へ向かいます

利用について

- ・ 1日1回の利用で、目的地は2か所までになります。
- ・ 週2回までの利用となります。（ただし、自動車を保有している方と同居している場合は、週1回の利用となります。）
- ・ 利用申込後のキャンセルは、利用希望日の前日午後3時までに連絡してください。

予約先

役場保健福祉課専用電話

☎85・4800

【問い合わせ】

役場保健福祉課福祉係

☎85・4804

【使い方】

※初回利用時は、事前に利用登録をしてください。
（役場保健福祉課にある申請書に記入・押印）



①電話で予約
（前日の午後3時まで）

北町の比布花子です。○月○日の午前10時に、自宅から役場までお願いします。
帰りは午前10時30分に、役場から自宅までお願いします。

※目的地への到着時間の指定はできません

②予約受付完了



はい！北町の比布花子さんですね。○月○日の午前10時に、自宅から役場まで予約を受け付けました。
帰りは午前10時30分に、役場に迎えに行きます。

③送迎



指定した場所から目的地へ向かいます。運行の都合上、遅れる場合があります。また、同じ時間帯に予約した方がいる場合は、他の方を乗せながら、効率の良い順路で運行します。